

藤枝市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領の運用

制 定 令和4年6月24日通達第11号

最近改正 令和6年10月11日通達第3号

(最低制限価格の設定及び算定)

第4条関係

- (1) 藤枝市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領（以下「要領」という。）に該当する複数の業務を一括して発注する場合の最低制限価格は、業務毎に要領第4条の規定により算定した額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- (2) 「道路台帳歩掛」を適用する委託にあっては、要領第4条第2項第1号の測量業務を適用し、「道路台帳費」を直接測量費とし、最低制限価格を算定するものとする。
- (3) 「土質調査業務委託標準積算基準」を適用する委託にあっては、要領第4条第2項第4号の地質調査業務を適用し、「共通仮設費」を間接調査費とし、最低制限価格を算定するものとする。

附 則

この運用は、通達の日から施行し、令和4年7月1日以降の公告又は指名通知を行う業務から適用する。

附 則

この運用は、通達の日から施行し、令和6年10月1日以降の公告又は指名通知を行う業務から適用する。